

掲載事項

1.当院は近畿厚生局より保険医療機関の指定を受けています。

2.近畿厚生局に届け出た施設基準を以下に示します。

①外来感染対策向上加算（外来感染第 1156: 発熱等を主訴とする患者さんを初診患者さんも含めて受け付けています）②小児かかりつけ診療科 1（小か診 1 第 105: 小児科のかかりつけ医として急性・慢性疾患の指導管理、健康相談、予防接種などを行っています）③医療 DX 推進体制整備加算（医療 D X 第 3291: 医療 DX を通じて質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認を行っています。マイナンバー保険証の利用普及、取得した情報の診療への活用体制づくりへ前向きに取り組んでいます）④時間外対応加算 2（時間外 2 第 1951: 標榜時間外に患者さんからの問い合わせ等に対応しています）

3.外来後発品使用体制、一般名処方及び明細書の発行状況に関する事項を以下に示します。

厚労省のジェネリック医薬品推進の方針にて、処方箋を商品名ではなく一般名で表示しています。医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方などの変更などに関して適切な対応ができる体制を整え、医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があること及び変更する場合には患者さんに説明することを実施しています。後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。病状が安定し、麻薬・眠剤・新薬など制限がある処方を要する方以外、患者さんの状況に合わせて長期処方を実施しています。また、患者さんの病状に合わせて眠剤、湿布など禁止薬を含まない薬剤の処方箋についてリフィル対応しています。明細書は無償で発行しています。

4.保健外併用療養、療養の給付と直接関係のないサービス等の費用に関する事項について以下に示します。

診断書（2000-4000 円）

ワクチンについては別途記載、その他お問い合わせください。